

事 務 連 絡
令和5年1月31日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る令和5年1月27日に開催された第101回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され（別添別紙1参照）、5月8日から感染症法上の「5類感染症」に位置づけられることとなりました（予定）。また、これに併せて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました（別添別紙2及び別紙3参照）。

これらを受け、今般、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より国土交通省自動車局を通じ、別添について周知依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

《添付資料》

- ・ 国土交通省自動車局 事務連絡（令和5年1月30日付け）
- （別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡（R5. 1. 27）
- （別添別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部決定（R5. 1. 27）
「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する
対応方針について」
- （別添別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（R5. 1. 27 変更）
- （別添別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）